

## 米海兵隊員による公務執行妨害事件に関する意見書

3月28日、キャンプ・フォスター所属の米海兵隊上等兵が公務執行妨害の現行犯で逮捕された。

同日未明、北谷町北前の国道58号線を走行中の盗難車を発見した県警自動車警ら隊が追跡したところ、車は加速して暴走し、あげくの果てにパトカーに衝突させたため逮捕されたものである。同容疑者は酒を飲んでいて、車を盗んだことを認めている。また、在沖米海兵隊報道部によると、同容疑者は6日、無断欠勤や外出禁止令などの軍法違反で特別軍事法廷に出頭を命じられていたのに、法廷を欠席したうえ、基地から脱走していたとのことである。

軍事法廷に出頭を命じられた米兵が、なぜ基地から容易に脱走し22日間も逃亡できたのか。これを未然に防止できなかった米海兵隊上層部の責任は重大である。

国土の0.6%にすぎない沖縄県に、米軍専用施設の75%が集中し、特に海兵隊の場合は、在日総兵員の約84.6%に当たる15,000人が集中配備されている。また、新兵教育は米本国で徹底してなされるべきであるが、教育不十分なまま配備されている。このような状態が海兵隊員による事件・事故多発の温床となっているのである。米国防長官が「政治家や報道関係者が騒ぎ過ぎではないか」と発言したが、このような甘い認識ではかえって事件・事故を助長させる一因となるものであり、厳しく批判されなければならない。

よって、北谷町議会は町民の生命・身体・財産を守る立場から、米軍の実効性のない「再発防止策」に憤慨し、厳重に抗議するとともに、下記事項について関係当局に強く要請する。

### 記

1. 沖縄を新兵の訓練場にしないこと。
2. 事件・事故の頻発を真剣に受け止め、綱紀粛正の徹底で実効性のある再発防止策を講ずること。
3. 事件・事故による被害については、米軍の責任で完全なる損害賠償をすること。
4. 在沖米海兵隊の兵員の削減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2001年4月4日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣

沖縄・北方対策担当大臣

外務大臣

外務省沖縄担当大使

防衛庁長官

防衛施設庁長官

那覇防衛施設局長

沖縄県知事

衆議院議長

参議院議長